〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和　６年　４月　１日　至　令和　７年　３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人　其　桃　会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特別医療法人　□ 特定医療法人

□ 出資額限度法人　■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　山口県下関市竹崎町１丁目１６番３号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　昭和２６年　８月　日

(4) 設立登記年月日　昭和２６年　８月　１日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長		
理　事		
同		
同		
同		
同		
同		
監　事		
同		
評議員		
同		
同		

注）１.「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条５第６項参照）

３. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	西尾病院	3510110277 /	山口県下関市竹崎町１丁目１６番３号	療養病床 75 床 [医療保険 75 床]

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を［　　］書で記載すること。

３．介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
豊前田訪問看護ステーション	山口県下関市豊前田町２丁目４番１０号	
豊前田在宅介護支援センター	山口県下関市豊前田町２丁目４番１０号	
豊前田ﾎｰﾑﾍﾙﾊﾟｰｽﾃｰｼｮﾝ	山口県下関市豊前田町２丁目４番１０号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

記載略

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和　６年　５月２６日　　令和　５年度決算の決定

令和　７年　３月３０日　　令和　６年度の事業計画及び収支予算の決定

〃　　令和　６年度の借入金額の最高限度額の決定

注）(5) 、(6) については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、 (7) 以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

記載略

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

記載略

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

記載略

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

記載略

(9) そ　の　他

記載略

様式２

法人名　医療法人　其　桃　会
所在地　山口県下関市竹崎町１丁目１６番３号

※医療法人整理番号						

財　　産　　目　　録

（令和　７年　３月３１日現在）

１．資　　産　　額　　1,443,093 千円
２．負　　債　　額　　26,311 千円
３．純　資　産　額　　1,416,782 千円

（内　　訳）　　（単位：千円）

区　　分		金　　額
Ａ　流　動　資　産		777,623
Ｂ　固　定　資　産		665,470
Ｃ　資　産　合　計	（Ａ＋Ｂ）	1,443,093
Ｄ　負　債　合　計		26,311
Ｅ　純　　資　　産	（Ｃ－Ｄ）	1,416,782

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土　　地　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））
建　　物　（□ 法人所有　□ 賃借　■ 部分的に法人所有（部分的に賃借））

様式３－１（医療法人会計基準適用）

法人名　医療法人　其　桃　会
所在地　山口県下関市竹崎町１丁目１６番３号

※医療法人整理番号					

貸　借　対　照　表

（令和　7年　3月　31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	777,623	Ⅰ 流動負債	25,876
現金及び預金	663,237	買掛金	13,855
事業未収金	98,826	未払費用	6,581
有価証券	2,590	未払金	52
たな卸資産	4,663	預り金	3,714
その他の流動資産	8,307	未払法人税等	1,041
		未払消費税等	621
Ⅱ 固定資産	665,470	仮受金	12
1 有形固定資産	497,474		
建物及び附属設備	108,484	Ⅱ 固定負債	435
構築物	0	医療機関債	0
医療用器械備品	5,946	預り敷金	435
その他の器械備品	5,447		
車両及び船舶	5,031	負債合計	26,311
土地	372,561		
その他の有形固定資産	5	純資産の部	
2 無形固定資産	21,001	科目	金額
借地権	20,549	Ⅰ 出資金	2,500
ソフトウェア	256	Ⅱ 積立金	1,414,282
その他の無形固定資産	196	別途積立金	1,313,000
3 その他の資産	146,995	退職積立金	41,500
有価証券	44,240	繰越利益積立金	59,782
保有医療機関債	0	Ⅲ 評価・換算差額等	－
長期前払費用	1,516		
その他の固定資産	101,239		
		純資産合計	1,416,782
資産合計	1,443,093	負債・純資産合計	1,443,093

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名 医療法人　其　桃　会　　／
所在地 山口県下関市竹崎町１丁目１６番３号

※医療法人整理番号						

損　益　計　算　書

（自　令和　6年　4月　1日　　至　令和　7年　3月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		612,598
2 事業費用		
(1)事業費	637,012	
(2)本部費	－	637,012
本来業務事業損失		24,414
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		45,129
2 事業費用		53,106
附帯業務事業損失		7,977
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		－
2 事業費用		－
収益業務事業利益		－
事業損失		32,391
Ⅱ 事業外収益		
受取利息	26	
その他の事業外収益	50,595	50,621
Ⅲ 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	593	593
経常利益		17,637
Ⅳ 特別利益		
固定資産売却益	－	
その他の特別利益	21,295	21,295
Ⅴ 特別損失		
固定資産売却損	－	
その他の特別損失	21,073	21,073
税引前当期純利益		17,859
法人税・住民税及び事業税	1,041	
法人税等調整額	－	
当期純利益		16,818

(注) 1．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式６

監　事　監　査　報　告　書

医療法人　　其　桃　会
理事長　西　尾　秀　樹　　殿

私は、医療法人 其桃会 の令和６会計年度（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

(1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して√作成されているものと認めます。
(2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
(3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して√作成されているものと認めます。
(4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和　７年　５月　２２日
医療法人　其　桃　会
監事　　櫃　本　裕　三